

一声かけて人助け！ワンチームカードで「強く大きな民商」を！

# 名古屋北部民商ニュース

2020年1月20日(月)発行

No.361

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 2020年3月末を必ず増勢で迎えよう！



1月10日(金)夜、名古屋北部民商第2回理事会を開き、19人が参加しました。今年度は、4月以降30人が入会し、12月末の会員現勢は昨年3月末からプラス1となりました。

「ワンチームカード」を使った紹介運動や、統一行動などを提起。「今年度こそ、3月末会員数を増勢で」と元気に話し合い、その後、秋の運動での拡大顕彰。前田推進委員長から、懸賞金を渡しまし

た。先月入会した方が、「申告の仕方が分からず、商工会に相談に行ったが、自分で何とかしなさいとけんもほろろ。民商では、一から親切に説明してくれた、段違いだ」と話してくれた事も紹介。消費税増税後の状況について

も出し合い、「急速に仕事が少なくなつた」「社会保険料の負担が重くて耐えられない」など。印象的だったのは、柳澤会長が利用したタクシーの運転手が「お金をドブに捨てていただきます」と挨拶したと「うございます」と挨拶したという話。苦しい状況のなか、自虐的な一言になつたのではないのでしょうか。「会員を増やすことは人助け」、民商を大きくする運動にご協力ください。

いよいよ確定申告の季節になりました。消費税課税業者のみならず、消費税の申告の準備は大丈夫ですか？

### 中小企業法務プラス！ワンポイント

～ 共同親権制度、必要ですか ～

昨年は、台風、大雨、水害、こんな言葉が日本中を駆け巡った年でした。被災された方々には改めてお見舞い申し上げます。

日本全国どこでも災害は他人事ではありません。今回は、災害対策について考えたいと思います。

#### 1 災害対策といえば、まずは身の安全。

食料や、非常用持ち出しバックの準備、避難場所や避難経路の確認です。ふだんから災害を意識し、どのタイミングで避難するか家族で話し合っておきましょう。

#### 2 次に心配なのはお金のことです。

##### (1) 支援金や義援金

災害時には支援金や義援金をもらえることがあります。これは原則、世帯単位です。

二世帯住宅の場合、同一世帯かどうかは建物の構造や住民票など、など様々な事情を考慮して決めます。別世帯ならば実態に合わせ、住民票を分けたり、公共料金を別々に払うようにしておくとういでしょう。

##### (2) 自宅の再建やリフォーム費用

被災者生活再建支援法の適用があれば、自宅の被害の程度等によって給付金を受け取れます。被害の程度は市町村が発行する「罹災証明」で決まります。

しかしこの法律は局地的な災害には適用がなく、適用されても最大300万円です。独自の制度をもつ自治体もありますが、自宅の再建等に十分とはいえません。

自衛手段は平凡ですが、火災保険の特約の、水害補償や地震保険に加入することです。家財の保障があるかどうか確認しておきましょう。

##### (3) 行政や弁護士を利用しよう

過去の災害の経験を生かし、災害時にお金を借りられる制度や住宅ローンなどの減免制度が充実してきました。困ったときこそ落ち着いて。行政や法律の専門家にアクセスすることを覚えておいていただければと思います。

2020年1月

弁護士 山内 益恵 (名古屋北法律事務所)

## いよいよ確定申告！準備は大丈夫ですか？

いよいよ確定申告の季節になりました。消費税課税業者のみならず、消費税の申告の準備は大丈夫ですか？

### 消費税申告

#### この3つに注意を！

12月までの売上を区分します。その際、入金ではなく、請求ベースで区分します。9月末請求10月入金は、10%ではなく、8%になるのでご注意ください！

#### 本則課税の方のみ

仕入れや経費の支払いで、軽減税率対応(10月以降)の支払いがある場合は、10%対応分とは区別して集計しましょう。

#### 本則課税の方も 簡易課税の方も共通

① 9月末までの売上と10月から

1月21日(火)は全県事務局員会議のため  
事務局員は留守になります。

名古屋北部民商の  
ホームページはコチラ

